

第2回所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

【日時】令和7年2月13日(木)15:00～17:30

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学名誉教授

<委員>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

沼崎文洋 山田町 農林課 林業振興係 係長

田島 大 岩手県 沿岸広域振興局 宮古農林振興センター林務室 林業振興課長

上村 僚 岩手県 農林水産部 森林整備課 主任

馬場裕幸 石川県 かが森林組合 白山支所 支所長

國見美智子 石川県 かが森林組合 白山支所 課長補佐

<林野庁>

東 正明 森林利用課 森林集積推進室 企画官

岩田隆典 森林利用課 森林集積推進室 専門官

武山泰之 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

新井 慎 森林利用課 森林集積推進室 森林集積担当専門職

<事務局>

株式会社四門 植竹、宮寺、古屋

目次

【開催挨拶】	2
【1. ケーススタディ⑭（岩手県山田町）】	3
【2. ケーススタディ⑮（石川県白山市）】	12
【3. 令和7年度以降の検討委員会について】	27

【開催挨拶】

- 事務局 本日まで出席の皆様にご案内をいたします。
- まもなく委員会の開始時刻ですが、その前に、配布資料の確認をさせていただきます。皆様の机上には、議事次第と資料1 ケーススタディ⑭岩手県山田町における探索等の取組状況、資料2 ケーススタディ⑮石川県白山市五十谷町地区における取組状況、こちらは片山委員からご提供いただいているものです。資料3 令和7年度以降の検討委員会についてを配布しています。足りない資料などがございましたら、事務局までお知らせくださいますよう、お願いいたします。
- 事務局 それではただいまから所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会を開催いたします。私は、司会を務めます株式会社四門の宮寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。始めに、林野庁森林利用課の東企画官、ご挨拶をお願いいたします。
- 東企画官 皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。ご紹介いただきました林野庁森林利用課の東です。どうぞよろしくお願いいたします。今年度の第1回目は12月に行わせていただき、それから2か月あまりで間を置かずといった形ではございますが、本日第2回目を開催させていただきます。前回はケーススタディといったところではなかったのですが、今回はケーススタディを2件、皆様にお示しさせていただきながら、色々と忌憚なくご意見などをいただけたらと思っております。一つ目は、今年度、岩手県山田町様にご協力いただき、四門様にも色々とお力添えいただきまして、所有者不明探索なども行っていただきましたので、今回ケーススタディでお話をさせていただければと思います。二つ目は、前回のご議論を踏まて、片山委員を含め今回Webでご参加いただいております、かが森林組合白山支所の皆様にも多大なるお力添えをいただきまして、現場のここを悩んでいるといった事例をご提示いただいたところでございます。最後に、来年度以降もこの検討委員会で引き続き議論していきたいと思っておりますので、今後の予定をお話させていただきますながら議事を進めていきたいと思っております。皆様限られたお時間ではございますけれども、色々のご意見などいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 はい、ありがとうございます。続きまして植木委員長からも一言頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。
- 植木委員長 はい、皆様お忙しいなかご参集いただきどうもありがとうございます。本日は

ただいま林野庁の東企画官からありましたように、2つのケーススタディを議論するということと、令和7年度以降におけるスケジュール及びモデル地域実証事業についてのご説明と議論という内容です。忌憚のないご意見等々よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、お手元の資料に沿って進めてまいります。本日の議題は大きく分けまして3つとなっております。まず、資料1を使いまして、ケーススタディ⑭岩手県山田町における探索等の取組状況についてご議論いただきます。その後、資料2を使いまして、ケーススタディ⑮石川県白山市五十谷町地区における取組状況についてご議論いただきます。最後に、資料3を使いまして、令和7年度以降の予定についてご説明いたします。まず、資料1を使って、ケーススタディ⑭岩手県山田町における探索等の取組状況についてご説明いたします。説明は林野庁の新井専門職が担当いたします。よろしくお願いいたします。

【1. ケーススタディ⑭（岩手県山田町）】

新井専門職

はい、林野庁森林利用課の新井と申します。本日一つ目の議事について説明を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ケーススタディ⑭として、資料1と書いております岩手県山田町における探索等の取組状況の資料を使って説明させていただきます。スライド1枚目をお願いします。林野庁が当検討委員会とは別の業務として実施している所有者不明森林等における探索等工程調査業務のご報告でございます。業務内容としては、所有者不明森林の特例措置の適用対象となりうる候補地を市町村に選定していただき、司法書士等の専門家による所有者探索を実施します。その探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、所有者不明森林、共有者不明森林であると判明した場合は、所有者不明森林等の特例措置活用に向けた準備、具体的には確知所有者へのアプローチや現地調査等を支援するものとなっております。本年度の対象地域は、岩手県山田町における森林を3筆選定して調査しました。探索等の実施者は本事業の受託者である株式会社四門でありまして、また専門家としてこすもす司法書士法人にご協力をいただいて探索をする事業となっております。スライド2枚目をお願いします。今回の調査事業の流れを示しております。まず町と受託者と司法書士の三者で協定を締結しまして、探索は司法書士が実施、現地調査及び意向調査は受託者が実施、町は必要な情報提供をするといった役割や情報の取り扱いなどを明確化しました。令和6年9月から探索を開始して令和6年中に探索完了、12月以降に探索完了箇所の現地調査、意向調査を実施ということで、令和7年1月までに現地調査及び意向調査を終えております。スライド3枚目をお願いします。山田町の概要についてご説明します。山田町には約24,000haの森林があり、そのうち40%約9,900haが

民有林となっております。このうち、4,300ha が人工林で、人工林の 9 割以上が木材資源として利用できるという状況です。森林経営管理制度を優先的に進める対象は地籍調査が完了している森林で、樹種については当面は人工林のうちスギを優先として、次いでアカマツとカラマツを対象としています。今回の事業においては地籍調査が完了している森林のうち、登記情報が古いことから、数次相続が生じていると思われる A、B、C の森林を取り上げています。この対象森林ですが、山田町の海沿いに位置しておりまして、図 2 の対象森林位置図において今回の対象森林 A、B、C それぞれ赤いポリゴンで示しています。こちら A、B、C を対象とした理由ですが、まず地籍調査が完了しており森林境界が明確であることが一つ、登記情報が明治 29 年から昭和 18 年のものと古く、数次相続が発生していると思料されることが一つ、それから隣接する森林で集積計画策定を検討中ということで将来的には周辺森林と一体的に森林整備を行いたいといったことが挙げられます。この対象森林 A、B、C の概要についてはスライド 4 枚目です。対象森林はスギとアカマツのおよそ 60 年から 75 年生程度の人工林となっています。地籍調査は平成 19 年から 20 年に行われておりまして境界が明確ではありますが、登記情報が古いため数次相続が発生している可能性が高い状況です。右下の図にオレンジ色で着色された森林約 39ha は、令和 5 年度の意向調査において町へ委託希望と回答があったことから集積計画の策定を予定している森林で、黄色で着色した A、B、C においても森林所有者を探索して同意が取得できれば、集積計画を策定して周囲の森林と一体的に森林整備を実施したいと考えています。周囲の森林 39ha で実施する施業内容は存続期間が 10 年間で切捨て間伐を 1 回、年 1 回以上の巡視を実施し、費用負担は町が負担することとなっております。この対象森林における探索の状況がスライド 5 枚目になります。対象森林 A、B、C の 3 筆の登記名義人がそれぞれ 1 名ずつの合計 3 名となっております。調査については、昨年の 9 月 18 日に開始して既に探索が完了しております。探索に要した時間が延べ約 80 時間、請求した戸籍謄本等は 162 通でありまして、この結果 98 名の相続人を確知し、法定相続人が 53 名であることが判明しています。全ての森林所有者について相続登記がされておりませんでした。相続人全員を探索することができたという状況です。スライド 6 枚目からは対象森林 A、B、C の林況等についてご説明します。A、B、C ですが、こちらは山田町からご提供いただいた空中写真を掲載しております。森林簿のデータを基に作成した左上の表からは、面積がそれほど大きくなく比較的傾斜も緩やかで平坦であることがわかりますが、こちら路網は整備されていないという状況です。それぞれの 1 筆ごとの対象地の概要についてはスライド 7 枚目以降でご説明します。まず A について、左の表に森林簿データと現地調査結果である面積、樹種、本数密度、樹高、胸高直径、傾斜、保安林の指定の有無を掲載しています。スギの 75 年生で平均樹高や平均胸高直径の値から樹木が高く太く成長していることがわかるかと思います。また、区域内の本数密度も高く右の林内の写真を見ると林床に下層植生が発達し

ていないことから手入れをする必要がある状況となっております。次にBについて、スライド8枚目をお願いします。こちら60年生のスギとなっております。対象森林の中では面積が一番小さい区域となっております。Aと同様に本数密度、平均樹高、平均胸高直径がいずれも大きく写真から下層植生がないことが見受けられます。傾斜はA、Cの森林と異なっておりまして25度となっております。区域内には最大で45度の急傾斜地もあります。次にスライド9枚目の対象森林Cについてですが、60年生のスギとアカマツで、本数密度がかなり高く右の写真からも立木が混みあっている箇所があるということがわかります。こちらでも下層植生がないことから森林整備をする必要があるという状況となっております。以上が対象森林A、B、Cの状況です。スライド10枚目に移ります。これらの森林において山田町が集積計画を立てた際に行いたい経営管理の内容を記載しています。令和5年度に意向調査を実施した森林のうち町への委託希望があった森林約39haについて、集積計画策定に向け現地調査などを進めているところであり、今回調査対象のA、B、Cの森林についても集積計画を策定し周囲と一体的に森林整備を実施したいと考えています。集積計画を策定した際の経営管理の内容は、切捨て間伐を主体とした施業を行って残存木の成長促進及び下層植生の発達による水源涵養機能、土壌保全機能などの維持増進を図ることとしております。最後にスライド10枚目で今回の検討委員会で皆様にご議論いただきたい事項についてまとめております。まず一つ目、山田町の対象森林A、B、Cについて、相続人全員を探索することができましたが、今後、当該相続人に意向調査を実施し、同意を取得できなかった者や未回答の者については、町からの働きかけの上、場合によっては確知所有者不同意森林の特例を活用して、経営管理権を取得するといった対応も考えられますが、こちらについてご意見等いただければと思います。二つ目、対象森林A、B、Cについて、町は周囲の森林と一体的に切捨て間伐を実施したいと考えていますが、この施業内容についてご意見等いただければ幸いです。以上が資料1の説明になります。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは岩手県山田町の沼崎様、簡単な自己紹介と補足などございましたらお願いしてよろしいでしょうか。

沼崎係長 はい、山田町の農林課林業係の沼崎と申します。本日はお忙しいところありがとうございます。また、本業務に関係していただきました株式会社四門さんとこすもす司法書士さんをはじめ、林野庁さん各位ありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。町の山林の状況ですけれども、スライド4枚目等見ていただければわかる通り、小規模で所有者さん分散されているような状況でございます。なので、森林整備をする際はなるべく一体的に施業ができるよう効率よくやりたいということを考えておりましたので、今回この3筆を選ばせていただいたところであります。スライド11の議論いただきました

い事項になるんですけれども、まず1番目につきまして、確知所有者不同意森林の特例措置の活用というところで、今回この3筆を選んだ理由はただ単純に効率よくしたいという理由なんです、県に裁定等を求めるかとは思うんですけれども、ただ単純にそういう理由で通るのかなと、それ相応の理由が、例えば災害の危険があるとか、そういった状況でないと通らないのではないかとという心配もございました。その辺もご指導いただければと思います。私の方からは以上です。

事務局 はい、ありがとうございました。続きまして、岩手県の田島様、上村様、補足やコメント等ございましたらお願いいたします。

田島課長 宮古農林振興センターですけれども、特に補足はございません。

上村主任 岩手県庁森林整備課の上村です。こちらも特に補足や意見等ありません。

事務局 はい、ありがとうございます。それでは、これからご議論いただきたい事項に進んでまいりたいと思います。資料1の11ページになりますけれども、2点整理をさせていただいております、まず①山田町の対象森林A、B、Cについては、探索の結果、相続人全員を探索することができましたが、意向調査の結果によっては確知所有者不同意森林の特例措置を活用し、経営管理権を取得するといった対応も考えられますが、ご意見はありますか。ということと、施業内容についてご意見をいただきたいという2点になります。それではよろしくお願いいたします。

武山係長 お世話になっております。林野庁森林利用課の武山です。どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほどの沼崎様からの「確知所有者不同意の特例について災害等の差し迫った理由がなくとも施業の集約化とかで活用しても大丈夫なのか」という疑問について、林野庁の方から回答いたします。まず特例措置を使うときに、もし確知所有者不同意を使うとなったときは県の裁定等も発生してまいりますけれども、特例を使うからと言って何か特別な事情がないと使ってはいけないということはなく、市町村が必要かつ適当と認めれば活用いただいてかまわないと我々の方も整理してございますので、そこについては特例措置を使っただけで構わないです。特例を使うときに必要なステップさえ踏んでいただければと思っております。特に今回、所有者が分からないから特例を使うというよりは、周囲で集積計画策定を予定しているところがあって施業を集約化したいというところなので、より積極的に活用をご検討いただければ我々としても幸いです。

事務局 ありがとうございます。②の施業内容についてなんですが、山田町の対象森林

については、傾斜もゆるく林齢も高い森林となっております。所有者の意向や施業地の集約化状況にもよりますが、町による経営管理の選択肢として、搬出間伐も検討してみても良いのではないかと思います。こちらについて植木委員長からご意見はありますでしょうか。

植木委員長

はい、施業について気が付いた点と確認ですけど、確かにかなり林齢が高まってきた、手入れがされてないがために土砂崩壊防止機能だとか水源涵養機能に対しての心配が危惧されるということで、これをやりたいというふうに、しかも効率よく一体的にということですから、決して本制度の趣旨に反しているわけではないだろうとまずは思っております。ただ、このA、B、Cを選んだことの意図ですが、なぜここを選んだのかということですけど、例えば路網がうまくここに絡まっているだとか、あるいは林齢とか施業上やりやすいだとか、そういうようなことなのか。集積化するのであればやっぱりメリットとしては林分そのものが連続した面として見た方が実は効率よくなるわけで、これが分散化している状況において更にA、B、Cも分散しているというところにおける選択理由というのがいまいちちょっと分からない。そこをもう一度教えていただけないか。

沼崎係長

この3筆を選んだ理由について、まず、結論から言うと結果として3筆になったということなんですけど、令和5年度に3林班分の意向調査を実施しまして、その結果が4ページ目のオレンジのところは山田町に委託希望という結果であったところでありました。路網は整備されていないのですが、公図上は近くに道があるエリアではありますので、生産間伐となると路網の整備とかが必要になるかと思うのですが、施業という点については問題なくできるのではないかなと思われたところではあります。

植木委員長

路網が近くにあって、それで整備しやすいというところでこの3つを選んだとわかりました。一つの焦点としては、なぜ利用間伐ではなくて切捨て間伐なのかということですね。林齢もかなり高齢級になってきていると、それから林分を見た場合も結構太いのがあったりして、この地域を集積化したいというところにおいて、なぜ切捨てなのかということもちょっと疑問に思います。ここでデータとして出ているのは平均胸高直径と平均樹高と密度がある。確かに密度は高いですし、形状比も90位となっているから諸災害に対して不安なところもあるなという気はするのですが、この一帯がどこもそうじゃないかなという気がします。そうした場合に、できれば集積化することによって、ある程度木材を搬出して利益を生めるような状態にもっていけるのが望ましいわけです。単に切捨てであるならば、敢えて集積化する必要はないと私は思っています。だからそうした場合に、もうちょっとここの林分の実態が分かれば、こうやったら利用間伐としての手はあるのじゃないかという、そういうような助言はでき

そうだなと思うのですが。例えば、林分の競合状態がどうなのか、あるいはある程度、立木間で優劣がついているのか、形質はどうなんだろう、それから材価って今市場はどうなっているのかを比べるならば段々出てくるものがあるのだらうと思いますが、なかなか今のデータだけでは判断しにくいというのがあります。あと路網をうまく使いたいなということになってくると、路網の計画とかも必要だろうし、そういった中でいかに効率よくして、できれば利用間伐の方向にもっていけるかの再検討というののもあっていいのではないかなという気がします。私からは以上です。

沼崎係長

町全体なんですけれども、高齢級のスギについて手入れがされていないような山が殆どでございます。林業に対して興味がないというか、町としても木材利用というところはできる限りして欲しいという面はあるんですけれども、例えばこの30ha位を生産間伐とか発注したらできるのかとなると、林業事業者のマンパワー不足も懸念されます。森林組合も班がいっぱいあって動けるような状況でもないですし、町には森林組合というのではなくて広域の森林組合なので、マンパワー不足が懸念されるというところ、あとは町職員が現地調査をして、例えば生産性のある山だというような路網から近くてアクセスも良くてというところになれば、直接、森林組合などに情報提供する、配分計画まではいかないんですけれど、その前の時点で情報提供するようにしていました。なかにはどうしても生産性のない山とかがあるので、その点については町の方で間伐するということなんです。意向調査時において、例えば「現地調査をした結果、生産できるような山と判断された場合は森林組合に情報提供する可能性があります」というところも一文入れていますし、「個人情報を提供していいですか」というところにも同意のチェック等はいただいております。以上です。

植木委員長

はい、ありがとうございます。徐々に条件は整いつつあるのだなと思っておりますが、この39haの投影図を見て、もし私が林業経営者であれば手を出しにくいです。集積団地という、要するにこの制度のもっている意味というところの本質、根本的なところを考えるならば、やはり今マンパワー不足と言っておられましたけど、確かにどこもそうです。自分達の森林組合も事業体もそうですけど、やはりできるだけ効率よく、しかも木材を生産するという、林野庁が当面目標としている自給率50%の実現というなかに組み込まれた経営制度だと私は思っています。要するに、ある団地としてまとめ、一面として効率よくやるというのが形態です。その中で木材を出せるということが大事であって、ここで点在している39haをもし事業体をやってもらえますかといったら、これはもっと路網が整備されていて条件が更に良ければその可能性はあるけれども、非常に手は出しにくい林分だなというふうに感じました。できれば実際にやる事業体にはデータは差し上げるということは当然だと思うんですけど、できればこういった議論の場でももう少し詳しいデータがあればより良い施業方針が出せた

かもしれません。

事務局 ありがとうございます。片山委員何かありますでしょうか。

片山委員 はい、ご説明ありがとうございます。実際、施業をやる森林組合からちょっとこの現場、図面だけ見ているんですけども、まず先に確認なんですけれども、この集積計画を予定しているところ、同意をいただいた茶色で塗られたところなんですけれども、茶色で塗られた真ん中のところもスギ林、人工林だと思うんですけども、ここについても意向調査をされたのか。
ここが抜けているということは意向調査で同意がされなかったということでしょうか。

沼崎係長 はい。

片山委員 その理由はなぜだったのかというのは確認してみましたか。

沼崎係長 管理は自分がやるという理由です。

片山委員 「自分がやる」ということは写真とかで見たこの林分というのは本当に手入れされてない林分だなと思って見ていたんですけど、この抜けているところについては手入れがされているといった感じで見ていいのでしょうか。

沼崎係長 されていないです。理由はわかりませんが、恐らく町にお願いしたくなくて自分でやるという趣旨で回答された方もいるのではないかなと思います。

片山委員 もし我々の森林組合でしたら、せっかく町の方でこれだけの39haの集積が進んだわけですし、この森林を整備するとしたらこの間のところ、真ん中が抜けている人工林スギのところについても所有者の同意を取りに行って、そしてかなり大きい面積での、もしできれば私としては経営計画を立てるという方向に行こうかなと。経営計画の中に集積計画の町に委託されたところもひっくるめて、できればここについては路網を入れて利用間伐なり皆伐ということをしていくことで、所有者にそういう同意を取りに行くなと思います。実際には、ある程度この林分を調べた状況で特にここは地籍調査もされているので、所有者もわかっているということですし、どの木が誰々さんの物だというのがわかるので、それぞれ個人ごとに見積もりを出して、これ位お返しできますよというような、多分これだったら木も大きいですし、傾斜とかその辺のところもかなり有利なところじゃないかなと。実際の事業体にある程度、もしここをやるなら、まとめて利用間伐なり皆伐なりということの施業を進めていってはどうですか。という方向にもっていった方が、私はいい場所だなといった感じの印象を受けて

います。

事務局 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。品川委員よろしく
お願いいたします。

品川委員 はい、私もいま片山委員がおっしゃったのと同様に4ページの地図を見ながら
非常に腑に落ちない思いを抱えておったのですが、確知所有者不同意森林の
特例措置制度が作られたそもそもの理由が何だったかという、合理的な理由
がないのに森林整備に同意してくれない、そういう所有者に対して言ってみれ
ば強制的に集積計画の中に組み入れて一体的管理をしていく、そのための制度
であって、これまでもそのような観点から、この確知所有者不同意の特例措置
を使われた自治体はあったと認識しています。現状手入れがされていない荒廃
した森林で所有者が単に関わりたくないとか、町を信用できないという、その
信用できない理由に合理的なものがないとか、合理と不合理の境目というのは、
要するに、この所有者さんは自治体が介入しなくても自力で森林整備をやる人
であると信用できるというのは、過去の実績から信用することができるわけ
ですね。そういった経歴をお持ちでない方が、ただ反論して自治体に対して関わ
らないでくれという感情で同意しない、集積計画を検討しないというのであれば、
そこは確知所有者不同意森林という扱いで一体的な取扱いをして特例措置
を以って積極的に集積計画を入れていく。要するにここの全体の地域というの
は同意してくれたところの茶色のところが点在しているから路網が入らない、
ここに尽きるわけですね。そうであれば、ここは頑張れというところで応援し
ております。ここに来た以上は前向きに頑張って積極的に攻めていただきた
いなど願っておりますので、沼崎さんをはじめとして、行政のお仲間の皆さんも
しっかり沼崎さんをサポートしていただけたらと切に念じるところでござ
います。

事務局 ありがとうございます。野村委員何かございますでしょうか。

野村委員 今おっしゃっていただいたことと同じで、特にそれ以外の意見はございません。

事務局 ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。

武山係長 林野庁の武山です。よろしくお願いします。すみません、あまりここで林野庁
がでしゃばってもよろしくはないと重々思いつつ、委員の皆様から色々と前向
きなご意見をいただいたところで少し私からも申し上げさせていただければと
思います。ここの対象森林の集約化状況につきまして、これは私の経験の話に
なりますが、令和3年4年の頃に市役所の職員としてこの制度に携わっていた
経験がございまして、その時からすると、ここの対象森林は本当に傾斜が緩く

て資源もかなり充実していて、それでいてなにより素晴らしいのが、地籍調査が終わっていて境界が明確であるというところ、本当にこの境界が不明、この後の片山委員の白山市の事例にも出てくるんですけれども、地籍調査が終わっているとはなんと素晴らしいことなのかと私も思うところでございますし、あとは市町村のやり方にもよるんですけれども、意向調査を実施して、このオレンジ、まだまだ歯抜けですしポツポツとしか返ってないかもしれませんけれども、実はこれくらい返ってくるのは私も感動するくらい凄くちゃんと返ってきているなという印象を持ちました。これくらい所有者の方からある程度回答ただけて、かつ資源も充実しているところでございますので、集積計画立てるだけではなくて、先ほど片山委員や植木委員長からもお話があったように、間のある所について森林組合等と協力して、営業を受けてもらって団地化するということをすると、とてもポテンシャルのある森林なのかなというふうに個人的に思いました。もちろん役場なので林業だけやっている場合じゃないというのは思います。どこまでできるかというところも、どれだけ優先するかというところも沼崎様の事情によるかもしれませんけれども、もしこの施業について困ったことがあるだとか、森林経営管理制度を使うべきかどうかどうしようかということがありましたら、もちろん岩手県の皆様も手伝ってくれると思いますけれども、林野庁も全力でサポートさせていただければと思います。特に今回この事業の探索にご協力いただいているということで、我々からも何かお返しできればと思っておりますので、何でも構いませんのでご相談事とかがあればお声がけいただければと思います。

事務局 ありがとうございます。Webで参加されている方々から何かご意見はございますでしょうか。

田島課長 お忙しい中、山田町さんもそうですし、四門さんはじめ司法書士の皆さんも少ない時間をやりくりして探索をしていただいたと思います。ありがとうございます。ご意見の中でありました地元の森林組合の力も借りながら面をもう少し大きくしていくというところについては、私どももぜひ手伝えるところは手伝っていきたいと思いますので、引き続きご指導をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

植木委員長 林分のことで、例えば対象森林のCなんですけど、ここにアカマツも生えているということですね。これはどの程度生えているのかということと、この周辺アカマツの林はそれなりに一定程度あるのか、その辺を教えてくださいませんか。

沼崎係長 すみません。データがないので恐らくになるんですけれども、この辺アカマツもあります。

- 植木委員長 そうですね、この右下のところがアカマツの樹冠じゃないのかなという気がしますけれども、ただ大抵ここは人工林としてスギが植えられて、アカマツも人工林ということですのでけれども、アカマツが入ることによってここはやっぱり岩手県ですからね、アカマツは主要な生産地なのでその辺の意味も考えなきゃいけないのかなと思ってはいました。
- 沼崎係長 そうですね、あまり松とかには手をつけたくないのが本音ではあります。
- 武山係長 今のところで少し補足でございますが、実は株式会社四門にここの現地調査に入っていただきまして、Cで標準地をとって調査していただいたところですが、標準地の中に 122 本立木が生えていたところ、アカマツが 4、5 本あるくらいで、ほぼスギが優勢な林分になってございます。
- 事務局 ほかに何かありますでしょうか。Web で参加されている方もご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではほかにご意見がないようですので、こちらのケーススタディ⑭岩手県山田町における探索等の取組状況についてはこのあたりで結びとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それではケーススタディ⑮に入る前に 10 分程度の休憩を取らせていただければと思います。
- 事務局 それではお時間になりましたので、次の議題に入らせていただきます。ここからは、ケーススタディ⑮石川県白山市五十谷町地区における取組状況として、資料 2 を使いながらご説明いたします。説明は林野庁の武山係長が行います。よろしくお願いいたします。

【2. ケーススタディ⑮（石川県白山市）】

- 武山係長 林野庁の武山です。どうぞよろしくお願いいたします。ケーススタディ⑮番としまして、石川県白山市五十谷町地区における取り組み状況をこれから説明させていただきます。今回片山委員をはじめ、白山市、かが森林組合の皆様にご協力いただきまして、こちらの資料を作らせていただいております。それでは、1 ページから説明いたします。石川県白山市の概要というふうになっております。図 1 のところから見ていくと、石川県の南部のところに白山市があるかと思えます。図 2 になりますけど、白山市の西側、五十谷町という地区がございまして、その地形図も載せさせていただいております。上のカラムの中を読み上げますが、白山市の総面積が約 75,500ha、そのうち森林面積が 63,400ha ということで、森林面積が総面積の約 8 割以上を占めているという状態でございます。その内訳ですけれども、国有林が 21,900ha で民有林が 41,500ha、民有林

が森林面積の約6割から7割を占めています。民有林41,500haのうち、人工林が約7,800ha、ほかが天然林や竹林というふうになってございまして、人工林率が19%、2割弱になってございます。次に皆様どこも同じかもしれませんが、人工林の多くが収穫の適期を迎えて資源が充実しつつある一方で、木材価格の低迷による採算性の悪化ですとか、過疎化や不在村化が起きておりまして、今後、計画的な主伐・再造林等の取り組みが重要な課題となっているところでございます。スライドを1枚めくっていただきまして、五十谷町地区の概要について、ここから説明させていただきます。スライドの左下にある航空写真の図面ですが、今回、片山委員からいただいた資料を株式会社四門にお願いしてA3で印刷させていただいておりますので、合わせてご覧いただければ幸いです。では、五十谷地区の概要を説明いたします。ここの地区全体の森林面積については477ha 国有林が無く、全て民有林となっております。477haのうち、人工林が13haとなっております、図面を見たときに、濃い緑のところが道沿いや谷のところにあるのがわかるかと思います。これがスギを主体とする人工林になっておりまして、色が薄いところが広葉樹林や天然林となっております。人工林について、林齢が45年を超えておりまして、一部で100年生を超えるところもあるとのこと。施業履歴につきまして、過去20年間行われておりません。また五十谷町地区につきましては、過疎化によって現在無人となっている集落でございます。これからまた説明をしますが、土地の所有の状況が少し複雑になってございます。スライドそのままのカラムの下をいくつか読んでいきたいと思いますが、ここの地区を意向調査の対象とした理由について、意向調査自体は令和3年に行われていると伺っております。意向調査を行う経緯といたしましては、それまで長年森林整備を行われなかったということから、森林組合から平成21年と25年に地区の代表者の方や所有者に対して森林整備を提案するものの、地区の意見をなかなかまとめることが出来なかったそうでございます。その後、令和2年以降に白山市からアンケート等を行い、例えば「搬出間伐等を行うことによって、金銭の関係が出来るかもしれない」という旨をお話したところ、そうであれば森林整備の意欲が出るという反応があったりですとか、ここの地区の区長の方からも、森林組合に「森林整備を検討してほしい」と相談があったとのことで、そういった地元の要望も踏まえて説明会を実施し、意向調査を着手していくということになったそうでございます。同じスライドの一番右側になりますけれども、五十谷町の森林や所有の状況について説明いたします。ここの地区は過疎化によって無人となっている集落でございます。長年の離村、不在村化によりまして、土地の境界が分かっている方が少ない。登記簿と森林簿等で地番がなかなか一致しない森林が多い。多くの土地に15名前後の共有林となっているようなところがあります。1つ飛ばしまして、土地の権利関係が口頭で行われてしまっていて、登記等の公的な書類がなかなか見つからないというところもあるそうでございます。下のポツ2つはまた別にスライドを作っておりますけど、住民が転出する時に、耕地等

に植林して離れていった経緯があり、その耕地の隣接部に植栽したスギの所有権が不明確になっている箇所もあり、なかなか厄介な地区になり、森林組合でも頭を悩ませているところと伺ってございます。スライド次をご覧ください。航空写真だけではなくて、いくつか現場の写真をいただいておりますので、こちら掲載させていただいております。まず、図1の耕地跡へのスギ植栽というふうにありますけど、道のそばの脇にあるかつて田んぼや畑だったところに、現在スギが植わっているというような状態です。図2は林道の入口だけ載せさせていただいております。図3、図4がその植えられているスギの林況になっております。写真を見ますとなかなか太いスギが生えて、下層植生も生えてきているのかなというふうに見ております。では、スライドの4枚目をご覧くださいできればと思います。その五十谷地区における探索の状況を載せております。所有者の探索にあたっては、市役所において登記簿謄本、戸籍謄本、林地台帳、課税情報等の公的資料を活用するほか、地元の住民の方に聞き取り等を行っているとのことです。対象森林で人工林が13haあると先ほど申し上げましたが、そこについては、森林簿上で抽出しますと143筆あるとのことです。白山市において、公図と森林簿に付属している森林計画図を突き合わせまして、該当する地番がこれであろうという推定を行って、法務局にその地番で登記簿を請求したとのこととございます。その結果ですけれども、森林簿上で143筆あったうち、登記事項が見つかった筆が100筆、地番が一致なくて登記事項が見つけれなかった筆が43筆存在しております、43筆のうち3筆については森林簿にだけ記載があるものの、ほかの台帳情報といずれとも一致しないというようなところが出ているとのこととございます。下に表を付けておりますけれども、その143筆の内訳を載せさせていただいております。一番上は登記簿が見つかった100筆ですけれども、その下40筆と3筆が一致していないよというところが載せております。後ほど片山委員からも補足等あるかもしれませんが、一応こちらのスライドで説明しています公図と森林計画図を突き合わせて、該当する地番を推定したというところについて、本日手元でだけ配らせていただいておりますが、A3の資料を準備させていただいております。五十谷地区の図面ということで、右上に耕地と書かれているものと、右上に山地と書かれているものがあるかと思います。それとA4の表が地番を書いているものになりまして、字と本番、枝番、枝々番というところが載っているもの3つを資料として用意させていただいております。例えば、白山市五十谷町地区図面（山地）と書いてある1枚目の図面で説明させていただきますと、オレンジ色で塗られているのが天然林、緑色で塗られているのが人工林になっています。図面上で確かに地番が入っていますので、色が塗られているものについては地番が判明しているんですけれども、図面の外のほうに緑色やオレンジ色で数字が書かれているものがあるかと思います。この数字が実際に公図上で発見できなかった森林簿の地番になります。公図上は見ると埋まっているようだけれども、森林簿でこの地番だけ浮いてしまっているというような状況かと思います。

このように突き合わせをしていったのですけれども、43筆について地番がわからなかった、公図を見つけられなかったと伺っております。スライドの5枚目の説明に移らせていただければと思います。そんな五十谷地区で、令和3年度に意向調査を実施した結果がこちらに載せております。先ほど申し上げました登記簿を取得することが出来た100筆について、森林組合と白山市で精査したところ、登記名義人さんが58名いらっしゃったとのことでございます。また登記名義人58名のうち、相続登記を実施しなかった方については、戸籍謄本等を活用して法定相続人を探索したとのこと。また、登記簿を見つけられなかった43筆について、課税情報ですとか、森林簿の情報、林地台帳の情報等を使いながら、親族関係を調査していったとのこと。それらの調査の結果、意向調査の対象者33名を特定し、そのうち所在が判明した32名に対して意向調査票を送ったとのこと。意向調査の回答の結果ですけれども、回答率は結構高く、32名に送って29名から返信がありましたとのこと。表2のところにその回答の結果が集計として出ておりますけれども、例えば問1番、「対象森林についてあてはまる番号に丸をつけてください」について、あなたの所有森林かどうかと聞いておりますが、「自分の所有で間違いない」と回答したのが12名、「自分の所有ということを知らなかった」、「自分の所有物かどうかわからない」、「というような回答が14名ありまして、半分近い方が自分の森林かどうかわからないというか、自分の森林ではないというような回答をしております。また問2番、「対象森林についてどういう施業をやっているか」ですが、やはり「特に管理も整備も行っていない」が一番多い回答です。ほか問3番ですけれども、「過去10年以内に間伐などの整備をしているか」というところも、「行っていない」「わからない」という回答が一番多かった状況です。また、問4番「対象森林の今後の経営管理についてどのように考えているか」については、19人が「市に委ねることについて検討してみたい」と回答しています。もちろん、それぞれの森林について全員の同意を取れなければいけないという課題もありますが、意向調査の回答としてはこのようになってございます。次に、スライドの6枚目をご覧ください。離村時に植栽したスギの立木の所有に係る慣習についてというところで、かが森林組合から聞き取りをした内容でございます。五十谷地区の耕地部分と山林が隣接した箇所、地元では「ムツシ」と呼ばれているような箇所らしいのですけれども、そこにおいて耕地の上に斜面があるようなところにつきまして、植えた樹木の影響で日影にならないように、立木が日影を作る影響範囲の斜面には、スギの植栽は控えられてきたと考えられる箇所が存在しているそうでございます。離村時に耕地の所有者Aが隣接している斜面、山林のところにスギを植えて、この時のスギの所有者は山林の所有者Bではなくて、所有者Aに属するものというような慣習があったとされるそうです。ただ、この慣習自体は全ての土地所有者に周知同意されていたわけではなくて、森林組合でも調べはしたものの、スギの所有権について結構不確かな状況であったというところでございます。登記簿については、土地のみで立木

登記等もされていないとのことでございます。最後のスライドです。なかなかご議論するにも難しいところはあるかもしれませんが、我々からは3点ご提示させていただいております。1つ目、白山市において、公図と森林計画図を突き合わせて該当する地番を推定し法務局へ登記簿を請求したものの、森林簿等と地番が一致せず、登記事項を確認できない森林が43筆存在したそうでございます。この森林に関して、これから色々探していく必要もあるかもしれませんが、今後の確認作業としまして考えられるものがあれば、もしくはご自身が何かそのような業務等に携わったことがあるという知見がございましたら、ご提供いただければ幸いです。2つ目でございます。上記の確認作業を行って、なお登記事項が存在しなかった場合の対応として考えられるものがあれば、ご教授いただければ幸いです。3つ目でございます。最後のスライドでお話ししましたが、耕地と隣地における立木の所有権に係わる今後の対応ということにつきまして、立木登記や明認行為もされていないのであれば、斜面、隣地に生育する立木の所有権は耕地の所有者Aではなくて、山林の所有者Bの所有に帰属するものではないかと考えられますけれども、これについてご意見ですとか、今後の対応、所有状況の調査や収集すべき資料などについて、ご助言等あればご提供いただければと思っております。資料2について私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。本ケーススタディについて、品川委員より事前に質問を2点頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。1つ目は、地図混乱地域での地籍調査について、通常、石川県ではどのような段取りで処理されていらっしゃるのかということです。2点目になりますが、本件は①の段取りでは処理しきれない障壁を感じておられるということか、そうであればそれは具体的にどのような点かということで、2点の質問を頂戴しております。続きまして、かが森林組合の片山委員、馬場様、國見様、簡単な自己紹介と林野庁からの説明について、当該地区をめぐるこれまでの経緯やお悩み等の補足、それと品川委員からの事前質問に対する回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

片山委員

かが森林組合の片山です。この五十谷につきまして、我々森林整備に取り組もうと3回チャレンジしてきましたが、なかなかこれが出来ていないというところで、今回こういう機会を得て、この場所について、林野庁、弁護士の方々にこうして検討していただけることを大変有難く思っております。かが森林組合、それから白山市、石川県も含めてですけれども、なかなかこの場所というのはどう対応していいか全くわからないような状況になっておりまして、今回この機会を得たことを本当に有難く思っております。今ほど林野庁の武山さんから難しい話を上手く整理して説明していただいたなと思っております。色々な問題が沢山あるんですけれども、そのような中で、難しい問題があるというのは、

2 ページ目で登記簿と森林簿とで地番が一致しない森林が多いというところのあと、多くの土地が 15 名前後の共有地であるということで、その所有者さんというのがそれぞれバラバラなんです。バラバラというのは、この地番についてはこの人とこの人とこの人、こちらの地番になると別の人になってきたり、重なってきたりとか、そのような共有地になっているということがあるということと、一部について代表者の方に対して課税が行われている、もしくは、そこに名前が載っていない方にも課税が行われている様子。そのような事があり、非常に難しいことになっている。持分率に関係がなく、前の町会長さんが何回か変わっているのですが、そんな方が納税者になっているというようなこともあって、権利というところが非常に難しくなっているのかなという感じがしております。私のほうで一番初めの取っ掛かりで、少し五十谷地区の意向調査をやり始めたのですが、途中で私も手に負えなくなってしまって、白山支所の馬場支所長、それから國見課長補佐にお願いをして、綿密に細かく調査をしてもらったというところがありますので、その辺について馬場支所長と國見課長補佐のほうから少し話をしてもらえればと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。そうしましたら馬場様、國見様、簡単に自己紹介と補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

馬場支所長

かが森林組合白山支所の馬場と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。そしてまたこのような場を作っていただきました委員の皆様、林野庁の皆様、どうもありがとうございます。そしてまたこのような簡潔にわかりやすい資料を整理していただきました四門さんにも感謝を申し上げます。この調査を行いましたのは令和 3 年で、この資料をまとめていただきまして、記憶も少しずつ蘇っているのですが、すぐに思い出せないこともありますのでご了承お願いいたします。この五十谷については、先ほど片山組合長からもありましたけれども、3 回目のチャレンジとなりました。1 回目、2 回目は、平成 19 年に石川県の方で県の環境税事業が始まりまして、ここの五十谷は森林整備が全然手を付けられなかったもので、組合のほうから提案させていただきました。その 1 回目は、特に山も所有が多い方にお話をしたのですが、やはり色々な問題があるからやっぱりやりたくないと回答を頂きまして、一度目は諦めました。2 回目は、今度は森林簿上で所有者を調べまして、土地に少し関係のある方に色々声をかけて、組合独自の意向調査をしたのですが、その時もやはり 2 分の 1 の方の同意を得られず一度諦めております。3 回目のチャレンジが令和 3 年になるのですが、今度は今までを踏まえまして、白山市に事業主体となっていていただいて調査を進めてまいりました。今までは森林簿上の所有者だったのですが、市の協力によって本当の所有者等を調べていくと、所有者が不明だったり、所有者の意向とか所有権の問題等、大変難しいということが段々判明してきまして、とても難しい土地だと更に感じている状況であります。もう行

き詰まっている状態なんですけれども、なかなかこの五十谷というのは、やはり昔から言われているとおり難しい地区だなと感じております。私からは以上になります。

國見課長補佐 かが森林組合白山支所の國見と申します。本日はよろしくお願いいたします。色々調査を進めていけばいくほど、馬場も申したとおり困難な状況だなというのを感じながら、当時は書類を作成したという経緯があります。本日はまた皆様のご意見を色々頂戴しながら勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。それでは、これからご議論いただきたい事項に進んでまいりたいと思っております。資料2の7ページ目、最終ページ、こちらに3点整理をさせていただいております。まず1点目が、登記事項を確認出来ない43筆の森林に係る今後の確認作業として考えられるものはあるか。2つ目として、①の確認作業を実施してなお登記事項が存在しなかった場合の対応として、考えられるものはあるか。3つ目といたしまして、耕地と林地における立木の所有権に係る今後の対応にご意見や今後の対応に係る助言等があればご提供いただきたい、ということの3点になります。まず、片山委員この五十谷地区について、施業の内容については資料に掲載していませんでしたが、かが森林組合として実施したい施業等があれば教えていただけますでしょうか。

片山委員 はい。ありがとうございます。この区域、五十谷地区全体でかなり広い面積でございます。先ほど資料にあったかと思うのですが、477ha ございます。その区域の人工林はそのうち僅か13ha ですけども、この周りにある広葉樹もかなり資源として豊富でございますし、これも今まで手をつけられていなかったというところもあって、是非この広葉樹のほうの整備も何か考えられないかなと考えています。それで所有者というか、所有の形態については、多分人工林とほとんど変わらない、人工林の所有の方々が同じような感じでその広葉樹のところも持っているというような、多分そういう事になってくると思うので、前に意向調査をした所有者がある程度少し見えてきたという中で、その所有者の資料を糧に広葉樹のところも手をつけられないかなというようなことを1つ思っておりますので、今の経営管理制度だけで進めていくというのは難しいところも1つあるかなと考えておりまして、経営管理制度だけではなくて、例えば色々な方法でなんとかこの470haの森林を整備していくような方法について、もし何かアイデアでもあれば教えていただければと思っております。以上です。

事務局 ありがとうございます。この①の登記事項を確認できない森林について、森林組合で事業を実施する際に、今回のようなケースは白山市内や森林組合管内の地域ではよくある話なんですか。

片山委員 森林組合で事業を実施しようとしているところについては、わりと明確になっているところが多いです。そういうところから順番にやっています。こういう本当にわからないというところは、経営管理制度で意向調査ということが、市で実施することが可能だったということもあり、3回目の挑戦としてやり始めたところです。実際こういうところは多分、多いと思うのですが、ただ事業を実施するにあたっては、そういうところは省かれてしまっているというような状況です。

事務局 ありがとうございます。品川委員、これまでのご経験上で登記事項とかその他の情報が一致しないといったケースに直面した際に、一般的にどのような対応をとられているか、可能な範囲で教えていただけますと幸いです。

品川委員 今のご質問に最初にお答えして、その後、前提としてわからないところもあるのでご質問させていただきたいと思います。公図上白地を含め、地図混乱地域について、紛争処理をした経験はございます。そこで着手金を払って、弁護士に依頼をして、裁判手続きにのせるというのは、やはりそうするだけの経済的な理由が背後にあるということでございます。私の経験では、山のなかの旅館で、近隣旅館同士の土地所有権の争いがあるなかで、「ここは公図上白地だけどうちのだ。」「いやうちののだ。」というような争いがある、最終的にそこは古い登記簿の所有権移転の経緯から類推し、更にその上で、時効取得と2つの論理でもって所有権の範囲を確定して、それに基づいて地図の訂正をして、新たな公図と新たな登記簿を形成したと、ここまでのことをやった経験はございます。それで、本件なんですけれども、基本的には強い利害関係の認識を抱いている民間、個人という方はいないということになるのかなと思いますが、やはり森林経営管理制度ができて、更に令和3年の民法改正等もあって、自治体が主体となって所有権を確定する動きを取ることができるように制度上は建付けが変更されてますので、基本的にはそれを使って解決することが不可能ではないのだろうというのが今回の第一印象であります。それ以前に読んでいてよくわからないんですが、切り離して質問させてください。登記簿を取得できた100筆について、登記名義人が58名、登記簿を取得できなかった43筆についても色々調査した、これらの調査の結果、意向調査の対象者は33名であったと、随分少ないなど。更に2ページ3ページ上に遡ると、多くの土地が15名前後の共有地となっているんですね、どういう計算でこうなるんだろうというところが、ちょっとよくわからないので教えていただきたいんですけれども。

國見課長補佐 登記名義人の58名というのは数次相続が発生する前、登記がなされてなかった時点の古い所有者さんも延べで数えて58名だったんですけれども、戸籍謄本に

より推定される相続関係を追っていきまして、所有者を精査したところ 33 名になったということです。

品川委員 一筆に 15 名ずつ当初の登記名義人、つまり明治とかですよ。一筆に 15 名くらいが平均でいて、そもそもその当初登記簿で 100 筆なのに 58 名というところから計算が合わない。150 名になるところが 58 名というところがまず合っていないと。そこから相続がなされていて最終的に 33 名に絞られましたと。ここでまた計算が合わないということで、ちょっとここはやり方の見直しが必要かなというふうに思いますね。これはこれで一点と、それから 477ha の森林がある、それで地番がハッキリしたところは結局何 ha でしょうか。

馬場支所長 今回は意向調査の対象者を 33 名に絞ったということで、実際の登記名義人の数は違う形で調査をした人数になっているんですが、そのような回答で大丈夫でしょうか。

品川委員 そうすると意向調査の対象者を 33 名に絞ったということは、五十谷町のごく一部の地域について今回意向調査の対象者を 33 名としたということなんでしょうか。全体ではなくて。

馬場支所長 人工林全体ですが、この 100 筆のなかでも一名の方が何筆も持っておられるので 33 名になったということです。

國見課長補佐 58 名と最初に出ているんですけれども、例えばそのうちの 5 人の人は同じ一人の人に辿り着くというような感じで 33 名にまで減ったというか、抽出したわけではなく、精査して 58 人が 33 人にまで整理できましたという意味です。

武山係長 すみません、林野庁の武山です。ちょっと今の状況に関わる質問をさせていただきたいんですけれども、33 名に絞ったというのは、登記名義人全員に送ったのではなくて、集積計画を立てる時には全員からもちろん同意を取らなければいけないんですけれど、意向調査を送るときは「この森林は代表者はこの人っぽいからこの人に送った」ということもあって、その 1 筆の森林所有者何人かいるけれど、意向調査の対象にしたのは一人です。といったことも含まれているという認識は合っていますか。

國見課長補佐 対象者全員が 33 名になったということでして、58 名は登記上では、例えばひい爺ちゃんもいれば、爺ちゃん、お父さん、息子さん、その 4 人の一家の相続登記がなされていないばかりに、同じ家の 4、5 人の人が同時に登記名義人という形で表れているので、現在の所有者は生存している息子さん一人になるわけなので、そこで 58 人が 33 人にまでまとまったということで、共有する 15 人

とか、そういうところも全部ばらしたうえでの対象者に送っています。

片山委員 登記名義人の方々は名前がいっぱいあるんですけれども、その方々に繋がって今現在判明しているのはこの方だということ、その人に意向調査をしたということで、単に権利者が広がっていくのではなくて、現在関係しておられる方で連絡が取れるという方々を調べたというか、その方を推定したら33人でしたよということ。本当の権利者を調べていたというか、武山さんが言われたようなそういう意味で合っていると思います。

品川委員 では、そのところは一旦納得してお話を進めていきたいと思います。人工林の意向調査をしたところは地番も確定しているし、それからこの五十谷町の甲、乙、丙、丁、戊の地区のなかで、これはどの場所であるということも境界の面からも多少の誤差は看過するとして一応確定しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

片山委員 まず、この地域、先ほどの山田町と違い地籍調査は全くなされておりませんので、本当の境界というのはわかっていないので、我々ある程度推定したというのは、この明治時代から続く公図と、それから森林簿、ある程度森林簿を作ったときには、この公図なり、所有者の意向を聞きながら森林施業図を作っていると思うんですけれども、我々が始めたのは、まず森林簿を正にして、この地番とかを調べていったということです。実際現地とここが合っているかということについてはまだ調査をできていないし、非常に不確定であるというようなところであります。

品川委員 そうしますと、調べて判明したところの地番と現地との照合手続きというのがまだということなんですね。そうすると次にやるべきことは、現地と照合できるところを特定していく作業かと思うんです。最終的に目指すのはそれ以外のところで、言ってみれば完全な所有者不明、レジュメにも書いてある無籍地や脱落地ということになろうか、五十谷町の中での無籍地や脱落地というのがどこなのか、大半がそうだということになってしまうのかもしれないけれど、そうであってもそこはこの範囲になりますということで確定して、一旦そこまでいくとその次の手続きというのはそんなに難しいことではないと考えます。

片山委員 まず現地を特定するということ、公図、施業図から地番は出てきたりはするんですけれども、それが現地のどこだということまではなかなか特定できない現状です。所有者さん達が地元を離れてからかなり経っているということもあるし、かつ「ムツシ」のような話もあったりだとか、そんなところでなかなか確定をする、現地を特定するということからまず難しいのかなと、そういう現地であるということなのかと私は思っています。

- 野村委員 野村です。まず、いま品川先生がおっしゃった一つ一つの土地を全部特定していくことは、難しいと思うんですけど、資料の図面上で色が抜けているところが、例えば川とか或いは耕地とかであるとすると、その川や耕地に隣接したこの場所（土地）はどこなのか、図面上にどこか一か所でも基準になるような場所があるのかなのか、中心部の土地とかだったらある程度判明するのではないとか、全部を逐一とはできないと思うんですけど、手掛かりになる場所があるのではないか、というのが一つ思ったことです。それと、「一致しない」ということの意味がちょっと良くわからないのですが、これが古い公図です、これを見ると山地のほうの図で拝見して、山地一番上の1枚目をみると、公図にないものというのが、例えば左を見ると1の9、10、17、18、21、22、1の8、11～16、19、20、これが公図にないものです。という意味でよろしいですよね。公図にはないけど森林簿にはある、公図にはないけど登記簿はあるんでしょうか。登記簿も無いのか、かが森林組合の方、いかがでしょうか？
- 馬場支所長 4 ページ目の表の一番下、40 筆が登記簿と一致しないところで、下の3筆が登記簿も林地台帳も課税台帳もないところになります。
- 野村委員 40 筆というのが登記簿はあるんだけど、それが図面上のどこだかがわからないという意味ですか。
- 馬場支所長 40 筆は登記簿が無いところになります。登記簿も林地台帳も課税台帳も無いところが3筆になります。この二つを足したら登記簿が無い43筆になります。
- 野村委員 その対象にした土地のなかで、登記簿があるんだけどそれがどこなのかがわからないというものがあると、そういうことですね。それから森林簿というのは図面の類というのは全くないですか。
- 片山委員 実は森林簿を引っ張り出して持ってきたんですけど、森林簿とこれに対応する基本的には森林施業図というものがあまして、林班小班という森林簿についているものと、ここの林班小班というものは、1対1で合致するような格好になっています。
- 野村委員 具体的に1対1で土地の場所がわかるというほどではない？
- 片山委員 地図上ではある程度わかると思うんですけど、それが現地と合うかというところと多分合っていないところなんです。
- 武山係長 森林簿の件でもう一つお話しさせていただくと、森林簿というものがあって、

森林計画図ですとか施業図と呼んでいますけど、一応その図面の中と森林簿の情報で、森林簿上で所有者誰々というのは載っていたりするんですけど、その所有者が、森林簿に何々番地、何の森林で誰々の所有となっているけれど、登記簿が出てこないから本当のこの所有者が誰なんだろうというのがわからないという状況なのかなというふうに思っております。森林簿には、何々番地、誰々の所有と載っているのに、照らし合わせて公図、登記簿を取ってみたら取れなかったというのがこの緑色の地番が浮いているのかなと思います。

品川委員

頂いた山地の図面に関しては、これは古い公図から起こしたもので、緑とかオレンジの部分が、今、乙の部というのをみておりますけれど、乙の中の緑の部分、オレンジの部分がどこを大体指し示すかというの、ちょっと手掛かりがないという状況なんですかね。公図がこのような状態で、森林簿の付属地図、施業図に当たった方が数字と境界が出てくるわけですね。施業図が所有権の範囲を画するわけではないですけど、公図は所有権の範囲を画するわけでもなくて、要するに、どちらも必ずしも権利関係の証明としては非常に覚束ない資料ということになります。その覚束ないものを手掛かりにするにあたり、所有者とその所有権の範囲の確定できるところをハッキリさせていって、まずそこで片っ端から了解を取っていくと。それ以外については、所有者不明山林ということになろうかと思います。作業としたら手間がかかりますけれども、ゴールは見えている作業かなと思います。ハッキリするところだけ抽出すれば。本件、ハッキリしているところですら名義人さんからの強い権利主張というのはないところのようでございますので、ましてや、それ以外のところから事後的に異議申し立てが出るということは想定しなくていいですから、やるべきことをやって、権利者がハッキリしたところだけを確定して、あとは所有者不明で対処していただければよろしいと思います。地籍の地図混乱地域の作業というの、森林施業図なども参考にしながら、異議が出るであろう所有者さんについては、きちっとケアをして所有権の範囲を確定していって、そうでないところについては、ざっくりと決めていって、最終的に法務局に提出をして、法務局が何も言わなければそれでいいというやり方をどうやらとっているようですので、気をしっかり持っていただいて、ましてや施業で森林経営管理法ですから、境界を決めろという話ではございませんので、たとえこの五十谷町の殆どが所有者不明ということになろうが、それはそれで進めていく手立ては整っていますので、やればいいんじゃないかと思います。

片山委員

皆さんと話をしていて、なんとなく整理の仕方というか、そういうことを少し思ったんですけど、今この意向調査をしたところの人工林のところだけ取ってみようとする、非常にやりにくいだろうと思うのです。逆にここ全体で森林施業図と公図と森林簿も全体をみて特定をしていくと、多分お隣の町村との境というところは尾根とかになっていてある程度区別ができると思う。あとそれ

ぞれの字といいますか、そこについても、谷であったり尾根であったりとかで分かれているので、それとこの公図全体を合わせていくということからやり始めて、ある程度図面と特定していくことをやっていけば、だいぶ見えてくるのかなと思いました。この公図、わりと正確というか細かく書いてあって、この公図と地形図を合わせると大体の形は出てくるかなと思います。この公図に載っている地番とかを当たって、それと施業図を見比べていくと、ある程度形を整えることができるのではないかなと、そんな気がします。意向調査だけの人工林の一部だけをやろうとするから非常に難しいのかな、全く手をつけられないなという感じがしているのですが、逆に元々の耕地であったところについては、例えば微地形図、航空写真、レーザ測量も進んでいますので、それである程度境も出すことができるのかなと、その辺も含めて少し見えてきたかなという気がしますけど、なかなかこれやると大変にはなる気がするんですけど、広いだけに筆も多いので、全体をやろうとすると大変なんだろうなという気もしているんですけども、それだけの経済的メリットがあるかというところも含めて考えなければならないなと思っております。

野村委員

野村ですけど、多分これ全部本当にやろうとしたら大変だと思うのですが、少し手をつけてみるというか、まず一部でもやってみて、それでよっぽど大変だった場合に、じゃあ日本ではこういうことは、こういう土地はこの先ずっと公図を作らないんですか、という話だと思うのです。だから少し先進的な取組みとして、大変な部分でもありますけど、やってみることによって解決方法があるのかなのか、ないとなったらそこはどうするのかという話になると思うので、それをかが森林組合さんにコストを負担させるのはおかしいことだとは思っているので、そこは題材として、そういうモデル事業として試してみるとか、何かそういう取組みがあってもいいのかなと。それをしないと多分このままになってしまう、いま、取り組まれている方がいるということが貴重な状況なのかなというふうに思います。あと、ぜひ品川先生に依頼してやっていただくというのがよろしいんじゃないかと思いました。

品川委員

こういう地図混乱地域の地籍調査を石川県も県森連がやっていらっしゃるかと思うんですけど、その情報が森林組合単体にはおりてこないということかも知れません。他県の県森連にどういうふうにされているのかと質問してみたところ、公図がそもそもないところでも地籍調査やりますよと、現況と公図が全然合わない、地番も合わない、そういうところでもやります、枝番も筆界線もない、そういうところでもやりますよと、とにかく案を作成すると、全ての資料を参考にして案を作成して、その筆界案を所有者に確認してもらって、最終的には所有者が納得する形で作図をしますと。所有者が納得さえすれば、あとはそれほど大きな問題ではない、少なくとも所有権の範囲に関して異議が出ないということは確定しておく。そのあとは登記官に投げて、登記官が首を横に

振るということが無ければ、それで通しますということです。弁護士の意見を入れるとやたら重い手続きになって、むしろいない方がマシということで、実務の皆さんはお考えになっているかもしれないし、色々なやり方がある。地域全体の面積が 1000ha で、登記簿上判明している所有者の所有面積がたとえば 100ha となっているところを、これ以上欲しくもないというのであれば、やはりそこは新たな所有者を設定しなければいけませんので、民法上の手続きで、例えば地元の林業事業体さんなどに所有権を設定する手続きを取られるということになるかと思います。既存の判明している森林所有者さんが自分の面積を増やしてもいいということであれば、それはそのように全体で協議をして、意向に沿った形で、それぞれ損得がない形で作図をしていくと、こういうことになるかと思います。基本的には森林経営管理法を進めていく上で、境界確認もやってくださいねということですが、今後あるであろう地籍調査と大きく齟齬しない形でやる必要はありますので、基本的には地籍調査がそういう形でやるんだと、何といても判明する所有者さんから異議が出ないということ、一番重視して地籍調査をやっているということであれば、やはり今回もそれを重視して判明しているところを確定して、わからないところは隣接する所有者さんにおあげするか、言ってみれば ha 数を増やすか、いらないと言われれば新たな所有者さんを設定するか、そこは弁護士が入っていく手続きになりますけど、通常嫌がられるのですが、その辺りは選択していただいて進めていただければこれは大丈夫ですから。続報をお待ちしております。

武山係長

ありがとうございます。これも我々としても資料を作りながら、今回全てが全て解決というよりは、何かしら次に何を調べるのかですとか、取り組むべき方針とかが出ればありがたい限りと思っていたところで、今後の委員会とかでまた話がのぼるかもしれないところかと思ってございます。というところで、皆様から貴重なご意見をいただき大変恐縮ではございますが、お時間が厳しいところとなってきておりましてすみません。本当にかが森林組合の皆様には、ここで解決できれば嬉しい限りだったと思いますが、お時間の関係もございまして次にいければと思うんですけれども、耕地と林地における立木の所有権における今後の対応というところで、仮説とかでなかなか難しいところもあるかと思うんですが、ここについてご意見とか賜ればと思うんですけれどもいかがでしょうか。

品川委員

シンプルに土地の所有者に帰属していますね。

武山係長

はい、ありがとうございます。結構こういうところは多いといいますか、五十谷地区では珍しくないようなところなんではないでしょうか。

片山委員

この五十谷地区は東西に高い山があつて、谷地形になっていて、本当に日が当

たらないところだと思います。昔から道沿いのところで田んぼをしている人たちにとっては、そこに日陰ができない、日陰を作られては困るという状況だったと思います。それでこういう決め事みたいなのが昔からあったというような状況だと思います。ただ出ていく際に、所有者ではない山のところで管理をしていた、要するにあんまり木を植えないようにしていた、日陰にならないように管理をしていた人が、そこに木を植えて出ていったというところの木の所有権が、いま品川先生の方で元々の所有者さんということで、法律的にはそうですよとハッキリさせていただければ、また色々なところでそんな話もできるかなという気はしますが、ただそれぞれ植えていった人の同意もとらないといけないのかなという気もします。

武山係長 ありがとうございます。最後の方になってくるんですけども、先ほど片山委員からも、ここ人工林だけじゃなくて天然林も施業していきたいというお話もあったかと思いますが、植木委員長からもその辺でもしご意見がございましたらいただければと思いますがいかがでしょうか。

植木委員長 現地を見ていないので何とも言えないのですが、大体そんなに齢級は高くはないと思います。人工林が45年、その周辺のは全く手を付けてないから昔からある天然林ということでもいいのですか。

片山委員 全く手をつけていないというか、要するに炭焼き等に活用していた二次林だということです。おそらく60年生位の広葉樹かなと思います。

植木委員長 私はこれから広葉樹の利用というのはかなり期待しているのですが、ただ今のところニーズが限られたところしかないということから、相対で価格を決めるケースが多い。ただ、良いものは立米あたり10万とか15万の価格が付くわけで、そういう品質の木があれば、またはその木の価値をわかる山主がいれば、是非とも取り組んで欲しいと思いますし、昔から広葉樹でも間伐方法というのもありまして、こういうふうに関伐したらこうなりますよというような技術もあります。

片山委員 ありがとうございます。実は広葉樹についてはまた別のプロジェクトをやっております、かが森林組合で地元の里山広葉樹についてはコンソーシアムを立ち上げて、家具みたいなものに出していけないか、これまでパルプチップや薪に使ってはいたんですが、需要が限られていますし価格も安いということで、家具とかに出せないかということでプロジェクトをやろうとしているところです。また伐った後の更新方法等も考えていかないといけないと思っていますので、また委員の皆さまに色々ご意見いただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

事務局 はい、ありがとうございます。そうしましたらお時間も無くなってまいりましたが、We bで参加されているかが森林組合様、何かご意見等ありますでしょうか。

馬場支所長 はい、誠に貴重なご意見どうもありがとうございます。マイクの調子が悪かったせいか不明なところが多々あるもので、それに関して反応できなかったことをお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。また今後ともどうぞよろしく願います。

事務局 はい、ありがとうございました。そうしましたらWe bで参加されている方、ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいですかね。本来であればここで10分程度の休憩を取るところではあったんですけども、このままあと15分から20分ほど継続させていただいてもよろしいでしょうか。それではここからは令和7年度以降の検討委員会の予定といたしまして、資料3を使いながらご説明いたします。説明は東企画官が担当いたします。よろしくお願いいたします。

【3. 令和7年度以降の検討委員会について】

東企画官 2件のケーススタディについてご議論いただき、大変ありがとうございました。ここからは、来年度以降の話について、資料を交えてお話しさせていただきます。お手元の資料3の1ページ目をめくっていただきまして、令和7年度における開催時期・議題です。来年度も記載のような形で検討委員会を継続させていただきたく、8月、10月、1月と3回、現地検討会形式も含めて、想定をしております。お題目につきましては、所有者不明森林などに係るケーススタディを引き続き取り上げて議論いただいたり、また森林経営管理法以外の様々な法制度のスキームの活用も含めた各種法制度の活用にかかる論点提示の上、整備を図ることができればと考えております。所有者不明森林等に係るケーススタディについては、これまで同様に、各都道府県を通じて当委員会にて議論いただきたい現場を現在照会中ですが、併せまして令和7年度予算案に計上した「森林の集約化モデル地域実証事業」におけるモデル地域も対象地として想定しております。次のページをご覧ください。現時点の想定としては、令和7年、更に令和8年と進めていくことができればと考えております。上述のモデル事業の期間が、令和7・8年の予定となっており、その二か年で色々と揉んでいただけばと思っており、併せて経営管理制度の特例やそれ以外の各種法制度のスキームをどう上手く使ったら良いかというのも含めて、皆さんに、色々ケーススタディが上手く出てくれば揉んでいただきながら論点を整理の上、ガイドラインにも反映することができればと考えています。次の3ページ目をご覧ください。森林の集約化モデル地域実証事業の関係でございます。前回も少し

ご説明させていただきましたが、予算が概算決定という形になりまして、現在検討を進めている森林経営管理法の見直し、法改正の先駆けとして令和7年度から、地域の関係者で議論の上集約化をしっかりと進めていこうというような取組に対して、色々なことにパッケージで使えますという予算となっております。具体的には、この資料の1（集約化モデルの実証支援）の部分で、地域の関係者の皆様での集約化にあたっての合意形成や、ICT、リモセンなどのレーザ計測なども使いながら森林の資源調査、境界の明確化、所有者探索について、自分たちで頑張るというのもそうですし、専門事業者への委託にも活用できるということで組んでおります。資料の2（専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析）は、林野庁が委託事業として実施するものでして、ポンチ絵の右下の部分に絵が3つありますが、真ん中の「所有者不明対策にかかるノウハウの整理分析」という部分が、まさにこの検討委員会を通じた取組であり、集約化モデル地域の中で出てきたケーススタディも含めてこの委員会で色々ご議論いただいて、ガイドラインの改訂も行いながら、現場のほうにフィードバックしていく形で回していこうと考えています。その次の4ページ目、5ページ目、6ページ目というのは、都道府県や森林組合系統の方々など色々な方々にイメージをもってもらいたくためにお示しをしていますけれども、4ページ目は、例えばこのエリア内で自身の森林を手放したいという所有者のご意向も踏まえて、所有権移転を含めて集約化を進めるということでしたり、5ページ目は、権利関係が複雑で、1つ1つ境界確定していくというのはかなり大変だという地域では、まずは内縁の複雑な境界管理は取り敢えず横に置いて、外縁の境界だけを明確化した上で、台帳に載っている面積なども踏まえて、持分割合を考えて木材販売代金を所有者ごとに配分していこうというような整理でやってみてはどうかということでしたり、6ページ目は、所有者不明の森林も含めた集約化を、どういう風にしていこうかというところで、所有者探索をしっかりと実施するとか、法律専門家からの助言をいただいて各種特例も活用しながらどうやって突破口を進めていくか、ということを議論していこうという内容となっております。3タイプお示ししておりますが、これらをミックスしてやっていくとか、うちの地域だったらこういう形でやっていきたい、というのを検討いただいて、各地から手を挙げていただいて、進めていくというプロセスで実施していくこととしております。既に「やってみたい」という声が上がっている中では、所有者不明の関係の話も出てきておりますし、所有権移転というのを入れてみたいなのというのもありますし、外縁だけ確定して集約化を進めたいという意見もございますので、様々なケーススタディができるのかなと思っています。進捗も見ながら、次回以降の検討委員会で皆様にもご提示し、ご議論いただけたらと思っていますので、引き続きお力添えの程よろしくお願い致します。私からは以上でございます。

間等いただきたいと思います。Webで参加されている方々も令和7年度以降の検討委員会についてご意見等ありましたらよろしくお願い申し上げます。それではお時間もなくなってきましたので、こちらについては以上とさせていただきます。こちらで議事は以上となりますので東企画官から一言お願いいたします。

東企画官

改めまして、皆様、長時間にわたりご議論いただき大変ありがとうございました。一つ目のケーススタディにおきましては、岩手県や山田町の皆様、そして探索に関わっていただきました株式会社四門の皆様を含め、多くの方々にご協力をいただきながら、本日ケーススタディを議論させていただきました。なかなか次の一步というところで、受け手となる方々をどう捕まえて、委託希望以外の森林についてもどうまとめて集約化につなげていくのかというのが、非常に大事なところを改めて感じさせていただいたところでございます。町に受け手がいない中でしっかり捕まえてというところは大変な部分があるかと思いますが、うまくアプローチができて、集約化や森林整備が上手くいけばいいというふうに我々も応援させていただいているところです。また何かお悩みですとか出てきましたらご相談いただければと思っております。二つ目の事例につきましては、資料準備の取り掛かりから2か月弱というところで、片山委員はじめ、かが森林組合の皆様方、白山市の皆様方にも多大なるご協力、負担をおかけしましたが、改めまして御礼申し上げます。中々こちらの資料の整理が不十分な中で、委員の皆様方にご面倒をおかけしたところもございましたが、色々と貴重なご意見などもいただき大変ありがとうございました。このような事案は全国にも多々あると思いますので、少しでもきっかけを掴みながら突破口を開いていければ、また他の地域の課題解決にもつながっていくのかなと思いますので、まだ道半ばではありますが、皆様方にも色々とお知恵をいただきながら、少しでも現場の抱える悩みどころを解消していければと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。今年度の委員会はこれで閉じさせていただきますが、また次年度以降も、先ほどご案内させていただきました通り進めていきたいと思っておりますし、現場の皆様のご努力の部分の少しでも後押しさせていただきたいと思っておりますので、引き続きご知見をいただきながら、現場の課題解決に向けて、一步一步進めていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。Web参加の皆様も含め本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございます。最後に植木委員長から一言頂戴してもよろしいでしょうか。

植木委員長

はい、現地参加の皆様、色々と議論に参加いただきありがとうございました。また、山田町から沼崎係長も遠くまで来ていただきありがとうございました。

有益な情報と思っております。今日の議論は私自身の感じた点でいうならば、データとか資料をどう扱うのかというところが一つのポイントだったのかなというふうに思っております。事例1についていえば、山のことについて有益なデータとは一体何なのかというところをきちんと押さえる必要があるだろうと、その上で議論を展開していくのだということかと思います。それからもう一つ、やはり二つ目の事例なのでしょうけど、複数ある照合データをどのような段取りでどう整理してそれをうまく現場の中に溶け込ませるか。場合によっては、どう割り切るかということも大事なのかなと、必要なデータは何であり、そのデータの処理方法の進め方をどうするかというようなところ。これは今後も多分似たようなケースがでてきて、似たような議論になろうかと思います。そういったところを一つ一つ、我々念頭に入れながら議論していければと思っております。今日は2時間半、大変充実した議論だったかと思えます。どうもありがとうございました。

事務局

本日は各委員の皆様大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございます。今後の議論、論点整理については、本日の議論も踏まえまして、今後林野庁内部でも検討していただくことになろうかと思えます。それでは皆様、Webで参加された皆様も、本日はどうもお疲れ様でございました。これにて終了させていただきます。